

令和3年

寒河江市農業委員会第12回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第12回総会

日時 令和3年12月24日（金）午前9時00分  
会場 市役所1階議会第3・4会議室

### 出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	13番 猪倉 通文
14番 相原 稔	15番 片桐 道雄	16番 山田 和義
17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀	

### 欠席委員

12番 菊地 ひとみ

### 事務局

事務局 長	猪倉 秀行	事務局 長補佐	芳賀 豊彦
総務 主査	菊地 亮	農地 主査	高橋 昭光
農地 係主事	安達 寛人		

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条1項但書き）農地の用途変更について

### 議事

- (1) 議第51号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

- (3) 議第53号 農用地利用集積計画書の審議について
- (4) 議第54号 非農地証明願の審議について



木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事） ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第51号から議第54号までの議案について一括上程します。

(1) 議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第53号「農用地利用集積計画書の審議について」

(4) 議第54号「非農地証明願の審議について」

以上、議第51号から議第54号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る12月17日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として非農地証明願案件1件を審査しました。

議第54号「非農地証明願の審議について」、順位9番、西根地区大字西根字高畑の案件です。20年以上農地として利用されていないことが明らかで、非農地と判断できる場所で

した。

その他、申請された案件については全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間につきましては30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩します。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時44分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

7ページをお開きください。

(議案書順位62番朗読)

12月11日、渡辺委員、小野推進委員と現地を調査してまいりました。場所は、地図を見てのとおりなんですけれども、寒河江バイパス国道112号線を高松に向かい、寒河江警察署、一番右の紫色になりますけれども、寒河江警察署を過ぎ、角にあります魚河岸寿司さんより左に折れ、最初の丁字路を西側に右折、約200メートル入った先に寒河江バイパスにつながる丁字路があります。右のほうに行くとバイパスにつながる道があります。その南側です。白い畑のほうが果樹園、サクランボ畑になっていて、その右側、緑に染まっているのが安藤さん、譲受人の耕作地でございます。南側に位置し、西側はサクランボ畑を境に東側が譲受人の耕作地がL字にあります。南側に1メートル高い土手がございます。手の矢印がついている土手がありまして、その土手沿いを東側に進んだ先に今回の申請地があります。

譲渡人の労力不足、譲受人は71歳で前寒河江市商工会の会長を歴任、株式会社リプライの創立者でもあります。皆さんご存じだと思いますけれども、すごく辛くて有名な寒河江唐辛子を取り扱っている株式会社カイセイの代表取締役であり、原材料の唐辛子等の栽培から製造販売まで手がけております。当然、この畑でも唐辛子を栽培しているということです。経営規模の拡大が申請事由であります。申請に対し、何ら問題ないと見てまいりました。事前審査会、地区審査会においても異議はございませんでした。

(議案書順位64番朗読)

12月11日、渡辺委員、小野推進委員と現地を調査してまいりました。申請地は左側の真ん中辺にありますけれども、洋ラン研究で有名な■■■■さんが経営する最上蘭園から東側に

ある陵東中学校方面に約10メートル進んだ先の丁字路を右折した先に、譲受人の耕作地である果樹畑があります。その耕作地、南側に二、三本ですけれども、サクランボが入る極めて小さい小型の雨よけハウスが3棟が縦に並んでおります。サクランボ、樹園地が今回の申請地でありまして、譲渡人と譲受人は兄弟であります。弟の譲渡人は福島県在住であることから、長年譲受人である兄が耕作しておりました。今回、譲渡人からの要望で無償で、贈与ですけれども無償での所有権移転の申請事由です。申請に対し、何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査会でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。1番、鈴木です。

同じく7ページをご覧ください。

(議案書順位65番朗読)

12月14日に芳賀委員、斎藤推進委員と現地を確認してまいりました。申請地の所在地は通称JA西根支所前の旧道を北進すると西根北町に入ると、ちょうど大沼鮮魚店があり、そこを300メートル過ぎると右に入る丁字路があります。ちょうど松田本店の手前であります。そこを東のほうに100メートルくらい行ったところに申請地があります。この申請地は、今建設中の内回りバイパスの建設予定地で、赤い申請地が残った部分であります。譲渡人が山形市で今度遠くな

るということで管理がしづらいという方で、近くの譲受人を探した中で合意した中で、管理してもらうという中で合意したようです。申請どおりであれば、何ら問題ないんじゃないかというふうな中で現地を確認してまいりました。事前審査、本日の地区審査でも異議ございませんでした。

続きまして、順位 6 6、賃借権設定。

(議案書順位 6 6 番朗読)

同じく 1 2 月 1 4 日、芳賀委員、斎藤推進委員と現地を確認してまいりました。主要地方道天童大江線を天童方面に向かうと、日田のかつらそば屋さんとラーメンショップがあります。そこを右折すると中向地区に入るわけですが、ずっと南進すると通称一番橋という橋があります。そこを渡って、次のもう少し南進すると十字路があります。そこを右折すると突き当たりに申請地があります。この申請地は、貸人が耕作放棄地状態になっておったのですが、借人の■■■さんが再生資金を使った中で再生するという中で今回の申請がありました。■■■君は、今回新規認定農業者という中で意欲ある方なので、申請どおりであれば何ら問題はないんじゃないかという中で現地を確認してまいりました。事前審査並びに地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

今の議案の中で説明するのは大変結構なんですけれども、その角から 1 0 0 メーターとかって言ってもなかなか皆さん理解できないと思いますので、そこまで言わなくて、この議案の書いてある面積、記載のとおりということで、あとはこっちを見てもらえれば分かるということでしたと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。(「はい」の声あ

り) はい。

では、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。10番、後藤です。

それでは7ページ目をご覧になっていただきたいと思いま  
す。

(議案書順位63番朗読)

申請事由ですが、相手方の要望、経営規模の拡大というふう  
に載っておりますが、地図を見てもらうと分かるように大  
変小さな面積です。何でこういう小さな面積かということ、実  
は譲受人の自宅の屋根の雪が譲渡人の■■■■さんの畑に落ちる  
と。そこは大変気の毒だということで、その部分だけを今回  
分筆して購入するというふうな内容での申請になっておりま  
す。■■■■さんは90歳という高齢で、その購入するところも  
畑ですので、購入した後はこの■■■■さんが畑として管理して  
いくというふうなことでした。12月11日の日に現地確認  
を奥山委員と熊坂推進委員と行いました。異常はありません  
でした。なお、本日の地区審査でも異議なしということです。  
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、続いて農地法に基づく許可要件について、事務  
局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (農地主査)

はい、議長。

順位62番から66番までの案件につきまして、農地法第  
3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号に  
は該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを

満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第51号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第51号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

9ページをお開きください。

(議案書順位43番朗読)

12月11日、渡辺委員、小野推進委員と現地調査をしてまいりました。申請地の場所をご覧のとおりです。真ん中に走っている赤い縦の線は、スーパーたかきの近くにある陸橋です。場所的には駅の南側。佐藤繊維のほうを左沢線沿いにずっと行って、先ほど言いました赤い跨線橋、陸橋を渡って一番最初の丁字路、この角にプロパンガス屋さんがあるんですけれども、そのプロパンガス屋さんから左に折れていって畑がある空き地がございまして、手前のほうが申請地になります。隣の空白の部分も畑になって、あと周りは全部住宅街になっております。一応申請地はそのとおりです。譲受人、タクトホーム株式会社は東京が本社、武蔵野市役所の近くなんですけれども、山形市桜田西に山形営業店があり、既に寒河江市内では仲田に1棟、西根地区に3棟建売分譲しております。なお、タクトホームの建売分譲ブランド名はグランパーレということで、チラシはグランパーレという名前で分譲しております。申請地の南側に隣接している畑以外は住宅が立ち並び、隣接している畑の所有者佐藤繊維の会長の奥さんから農地転用に関する同意書を徴収し、同意を既に得ております。申請のとおりであれば何ら問題ないと見てまいりました。地区審査会におきましても異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。新宮委員。

新宮委員

はい、議長。4番、新宮です。

引き続き、9ページをお開きください。

(議案書順位44番朗読)

この件につきまして、木村会長、菊地委員、眞木委員、菖蒲推進委員と一緒に12月12日に現地調査をしてきました。申請地は国道458号線沿いですが、計画どおりであれば周辺農地への影響も抑えられると話してきました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

まず、順位43番からです。順位43番は建売住宅2棟の建築のための転用申請になっております。当該地は都市計画区域内にある用途地域にある農地で、第3種農地となります。第3種農地は原則許可であり、立地基準、転用目的とも問題ないと判断します。

続きまして、順位44番、牛舎、堆肥置場等建設のための転用申請になっております。当該地は、10月の総会に農用地の用途区分変更で上程し、農地から農業用施設へと変更された農用地区域内の農地となっています。立地基準については、転用目的が寒河江農業振興地整備計画によって指定された用途に適合すると認められるため問題ないと考えます。また、いずれの件についても農地転用許可一般基準調書に基づく調査の結果、不適な事項はなく問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

今の件について、私から順位44号について、これは来月の常設審議会に関わるわけでありまして、その中でこの前の

事前審査会でかな、ちょっと詳しくは申し上げませんが、この中でいろいろ審議、ハウスとか住宅とかあるものから、その辺のところ、皆さんに説明してもらったほうがいいのかなと思いますけれども。

事務局（農地主査） はい、■■■■さんというお住いの方がいますが、その方の転居先なんですけれども、ドリームファームさんであっせんというか、ドリームファームさんで従業員として採用しまして、事業計画の中にある寄宿舍に管理者として住む、定住するという計画になっております。今のところなんですけど、既存ハウス、北側に既存ハウス、奥にマイタケスペース、伝染病等のためにマイタケスペースも入れての転用申請となっておりますが、途中でビニールハウス、既存ハウスについては今回の事業目的とドリームファームの今回の事業目的と全く関係ないということ、耕作者もその方なので、ちょうど既存ハウスを除いた形で5条申請になる予定です。既存ハウスについては3条許可申請書で後ほど、今所有している■■■■さんから農地所有適格法人であるドリームファームさんに3条で所有権移転の申請がなされる予定になっております。

以上です。

木村議長 このハウスはどれくらいなの、菊地ひとみ委員のハウスですか。

では、この件について何か。寒河江には初めてじゃないかな。こういう形の用地を用いてこれくらい大きな転用ということは。この議題について何か聞きたいことがありましたらよろしくお願ひします。ございませぬか。事務局。

事務局（農地主査） 一番心配されるのは臭気問題で、宮内地区と幸生地区の住民説明会を重ねて、宮内地区から臭気問題に対する懸念がやは

り示されたと。その対応としては、まず1キロ以上民家から離れているということと、あと全てこの施設というのは乾式ですので基本的に水は使わないので。それで掃除も敷料、バラとかもみ殻とかを使って、それに牛ふんと尿をしみ込ませてなるべく臭いが発生しないようにする堆肥置場にロータリー押し込んで、そこで何か攪拌装置といって優秀な機械があるらしくて、それを早く攪拌させることによって堆肥の熟成が進むというか、堆肥が進んで臭いもあまり発生しないそうなんです。住民の方は心配しておられるので、先進地の攪拌機を既存で導入している天童の山口にある、すみません、名前は忘れましたが、そこは400メートルくらいしか離れていないんですけれども、特に臭気の問題もなく、苦情もないということで。万が一そういう悪臭とかそういう苦情が出た場合に備えて、町内会とドリームファームの間で悪臭が出た場合の対処についての覚書を交わすそうなので、ドリームファームの社長さんはじめ事業計画も住民にこういうマニュアルでやりますよということで一生懸命説明しているので、今のところはそういう問題も生じにくいかなというふうに考えています。

以上です。

木村議長

はい。局長、クラスター事業について説明してくれないか。クラスター事業について。

事務局（事務局長）

はい。概要については今農地主査の説明のとおりでございますけれども、私どもは天童の山口にあるなごみ畜産のほうと一緒に赴いたんですけれども、おがくずというか堆肥についてはもう手で触ってさらさらいうので、昔みたいにいかにも牛ふんというようなべたべたしたようなものではなくて、もう火をつけると燃えるくらい乾燥しているような状況で、畜

舎から100メートルも離れると全くにおわないような状況でしたので、その辺は心配ないなというふうには思ってきたところではありますが、念のためということで地元からの要望もありましたので覚書を交わした上で、なおかつ年間何回かに分けて臭いの検査をした上で地元のほうに回覧なりなんなりでこういうことをございますというようなことをするという含めて、地元対策をするというような状況でございます。

今、会長からありましたけれども、この事業に関しては国のほうからの補助を受けて施設の整備に入る予定なんですけれども、それには経営体であるドリームファームさん、それから地元町会、あとは行政、あとはJAさんとか共済組合とか、あと地元の水利組合とか水道組合のほうからも入っていただいて、この農業委員会からも一応会長ということで会長が構成員ということで入っていただいた上で、来週の月曜日に寒河江市の畜産クラスター協議会ということで設立の予定をしております。これを立ち上げた上で国のほうに整備に向けた補助を申請していくというような流れになりまして、早ければ年度内、3月頃には採択不採択の連絡をいただくというようなスケジュールになっております。

全体的な流れとしましては、採択を受けた時点で新年度、令和4年度4月から現地の整備、土壌、土地の整備から行って、再来年の4月、令和5年の4月には最初の物資を入れていくというような流れで、今進んでいるところでございます。

総事業費はおおむね6億7、8千万だったと思います。それに対して国からの補助はおおむね2億弱くらいですかね。そのくらいの額の申請を今作っているところでございますので、ご承知おきいただければと思います。よろしく願います。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

本市の畜産振興のためにはぜひこういった事業は成功してもらいたいと考えておりますので、皆さんからも特段のご理解をお願いするところでもあります。

それでは、採決に入りたいと思います。

今までのことについて何かご質問ありませんか。

(発言なし)

木村議長

なければ、採決します。

議第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第52号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に議第53号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第53号「農用地利用集積計画書の審議について」、14ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて15ページの集計表をご覧ください。

ナンバー1、寒河江地区、筆数2筆、計0.02ヘクタール。内訳は田が0、畑0.02ヘクタールです。譲受人は認定農業者であり、地区審査会でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。10番、後藤です。

同じく14ページをご覧いただきたいと思います。ナンバー3、地区は柴橋です。

(議案書朗読)

ほか2件になります。事前審査でも異議はありませんでした。

続いて15ページをご覧になっていただきたいと思います。

集計表になります。ナンバー5、柴橋です。筆数が3です。面積の合計が0.19ヘクタール。そのうち田んぼが0.03ヘクタール、畑が0.12ヘクタール、樹園地が0.04ヘクタールというふうになっております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第53号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第53号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第54号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。1番、鈴木です。

議第54号「非農地証明願の審議について」、17ページをお開きください。

(議案書順位9番朗読)

場所は地図のとおりで、簡単に言うと112号線と河北線を結ぶ道路がありますけれども、そこが高畑の集落を通る道路の交差する丁字路のちょうどぶつかるところです。現地も事前審査の折参加した委員と推進委員全員で確認したところ、申請どおりであれば何ら問題ないんじゃないかというふうな中で確認してきました。また、今日の地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

農地法上の許可要件については、説明はありません。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第54号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第54号は原案のとおり決定いたし

ました。

木村議長

これで、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時23分

令和3年12月24日

第12回総会 議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 5番委員.....眞木早百合.....

議事録署名委員 11番委員.....氏家理香.....